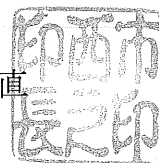




印西環第496号
平成27年2月6日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

印西市長 板倉 正直



放射線対策に要した費用の請求について（平成23・24・25年度分）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が放出され、その影響が本市にも及んだことは明らかです。

放射性物質汚染対処特別措置法第44条第1項は、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定しています。

また、原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針では、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等、住民の放射線被ばくの不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用についても、賠償すべき損害と認めています。

人件費については、本市は他の部署で勤務していた職員を充て、貴社による原発事故対応を通常業務として行う専門部署である放射線対策室を設け対応しており、事故が無ければ必要ない追加的な職員人件費が生じているものと考えています。

したがって、これまで本市が負担した放射線対策に要した費用のうち、国等から財政措置を受けていないものについて精査したので、改めて関係原子力事業者である貴社が賠償すべきものとして、下記のとおり請求しますので、貴社におかれましては、放射性物質汚染対処特別措置法第44条第2項を遵守し、速やかに支払うよう強く求めます。

さらに、本請求後に生じた放射線対策に要した費用は改めて請求します。

なお、貴社の対応によっては、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申立てを行う場合もあることを申し添えます。

記

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 賠償請求額 | 金104,640,007円（内訳は別紙参照） |
| 2 支払期限 | 平成27年2月27日（金） |

別紙

【賠償請求額内訳】

平成23年度分

項目	金額 (単位:円)
放射線量低減対策費用 保育園除染	29,895
検査費用 農産物出荷前検査 ※1	111,760
人件費 職員人件費	11,644,822
計	11,786,477

平成24年度分

項目	金額 (単位:円)
放射線量低減対策費用 道路除染 側溝汚泥仮置場	690,522 10,363,500
検査費用 食品検査 農産物出荷前検査 ※2	63,206 88,000
人件費 職員人件費	41,072,778
計	52,278,006

平成25年度分

項目	金額 (単位:円)
放射線量低減対策費用 道路除染 民有地除染	454,230 3,432,500
検査費用 食品検査 農産物出荷前検査 ※3	5,700 528,645
人件費 職員人件費	36,154,449
計	40,575,524

- ※1 請求番号 1760000004 で賠償対象外とされたもの
 ※2 請求番号 1P50000006 で賠償対象外とされたもの
 ※3 請求番号 1PG0000006 で手続中のもの